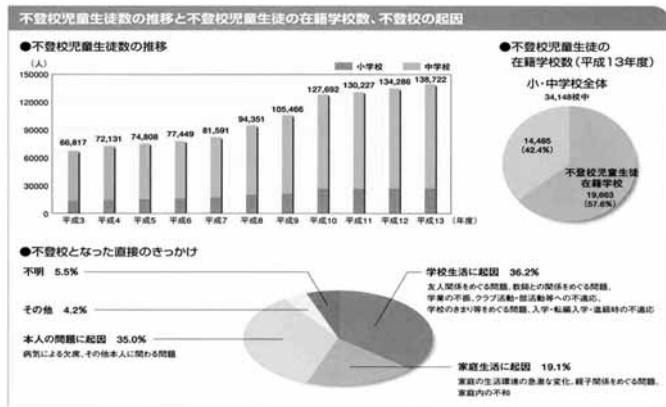




◆ 松永 民夫 議員

問 不登校傾向の児童生徒数は小学校在籍数1497人中5人、中学校在籍数839人中9人。追跡調査はしていない。ひきこもりにについては相談があった場合対応し、過去10年間で455件の相談を受けている。

答 不登校については、ほぼえみ教室で相談員を配置し、週3日間指導を行い、学校生活復帰を支援している。ひきこもりに関しては、県の「ひきこもり地域支援センター」と連携をとり、一人でも多くの方が社会復帰できるよう支援していく。



文部科学省 ホームページより

無年金者の救済対策は

町長 積極的に周知していく

答 養老町では救済制度の該当者は130人で日本年金機構から受給請求書が随時送付されている。後納制度については平成28年度において申請者17人、任意加入制度の申請者は18人、今後引き続き積極的に周知していく。

問 昨年11月に無年金救済法が成立し、加入期間が25年から10年に短縮された。後納制度も含め養老町の対応は。

答 養老町の国民年金第1号被保険者は3098人、第3号被保険者は1973人。無年金者の状況は把握していない。

問 全国で無年金見込み者を含めた無年金者は118万人いるが養老町の現状は。

国民年金制度には未納者・未加入者があり空洞化している。無年金者が増大し、生活安定の基盤が揺るぎかねない。

不登校・ひきこもり

対策は

教育長

復帰を支援していく

問 不登校と引きこもりの現状は。また卒業後の追跡調査はしているか。

問 不登校・ひきこもりにどのように対応しているか。

不登校とひきこもりは密接な関連がある。不登校も増加傾向にあり、ひきこもりは全国で54万人以上と深刻化している。



◆ 田中 敏弘 議員

問 「改正労働安全衛生法」が平成27年12月1日施行となり、年一回「ストレスチェック」が事業者に義務づけられたが町の対応を問う。

答 昨年11月に「養老町職員衛生管理規程」を改正し年一回の実施や、高ストレス者に対する面接指導の実施等、新たな規程を設け、職員に対しては文書にて周知を行っている。また、昨年医師（養老整形外科クリニック）と3年間の産業医契約を締結し「衛生委員会」を設置し、年間の活動内容について協議を行っている。

問 効果的な活用に向けての計画内容

答 部局ごと、男女ごとに分け、仕事の量や質の面でのストレス、職場等におけるサポート面でのストレスの

度合いについて、集計を行っているが、活用方法については衛生委員会の中で検討していく。また職場環境確認のため、産業医による職場巡視等職場環境の改善に努めていきたい。

厚生労働省

ストレスチェック制度 導入マニュアル

2015年12月から義務づけ

簡単！

コンテンツ

- ストレスチェックって何ですか？
- 何のためにやるのでしょうか？
- いつまでに何をやればいいのでしょうか？
- 導入前の準備
- ストレスチェックの実施
- 面接指導の実施と就業上の措置
- 職場分析と職場環境の改善
- 何に気をつければいいのでしょうか？
- プライバシーの保護
- 不利益取扱いの防止

厚生労働省 ホームページより

行政組織等の考えは

町長 町民のため慎重に検討

問 平成24年度部制導入後の評価、課題は。

答 簡素で効率的な組織・機構の編成を目指し住民の利便性の向上と事務の効率化、横断的な施策、事業への効果的な対応を図りながら実施してきた。

部制導入後5年経過し、住民の皆様にも徐々に浸透してきたが、住民のニーズや町が担う業務は多様化しており、組織・機構のあり方について、新たな行政課題や施策を総合的かつ機動的に展開できるよう、慎重に検討していく。

問 3名の部長が課長と兼務であるが。

答 限られた職員数の中で住民サービスの質を確保するため、やむを得ずこのような体制をとっている。将来を見越した職員の人材育成が大きな課題であり、的確で迅速な住民サービスを提供できる柔軟な組織運営に努めていく。